

次期都市計画マスタープラン及び 立地適正化計画策定方針

目 次

1	策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	1
3	策定に当たって目指す基本的な方向性	2
4	計画の構成	3
5	計画期間	4
6	策定体制	4
7	策定スケジュール	4

平成 30 年 8 月

相模原市

1 策定の趣旨

現行の相模原市都市計画マスタープラン（以下「都市計画マスタープラン」という。）は、平成 22 年 3 月に策定され、おおむね 20 年後の都市の将来像を描き、その実現に向けた都市づくりを進めてきました。まもなく計画の中間年である 10 年が経過しようとしている中、人口減少・少子高齢化などの社会情勢や、それに伴う環境の変化など本市を取り巻く状況は大きく変わってきています。

また、上位計画である本市の総合計画が、平成 31 年度に次期の計画策定を予定しているため、次期都市計画マスタープランについても、合わせて策定を行うものです。

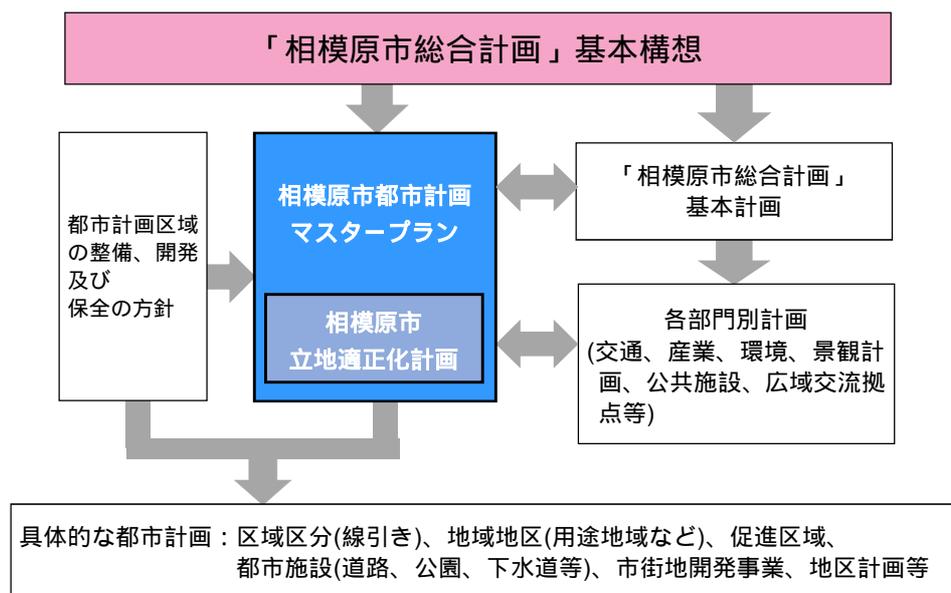
なお、全国的な人口減少、少子高齢化における都市の課題に対応したコンパクトなまちづくりに取り組むとともに、持続可能な都市構造の実現を目指す「立地適正化計画」についても合わせて策定を行います。

立地適正化計画・・・都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条の規定に基づき市町村が作成する計画で、医療・福祉施設、商業施設や居住等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通も含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考えを実践するための計画です。同法第 82 条により都市計画マスタープランの一部とみなされます。

2 計画の位置付け

都市計画マスタープランは、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 に基づく「市の都市計画に関する基本的な方針」として定めるものです。

「総合計画基本構想」と「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めています。



3 策定に当たって目指す基本的な方向性

(1) 都市と自然が共存する一体的なまちづくりの推進

本市は、都市機能が集積する都市部と、豊かな自然環境に恵まれた中山間地域が共存しており、それぞれの魅力や特性、強みを生かし、今後も一体的な都市として持続的な発展を図るまちづくりに努めます。

(2) 人口減少、少子高齢化の進行を踏まえた活力ある持続可能なまちづくりの推進

今後の人口減少、少子高齢化社会における拠点や集落の生活を見据え、人口動向、都市基盤の状況や交通ネットワーク、ライフスタイルに応じた、社会情勢等の変化に柔軟に適應できるまちづくりに努めます。

(3) 戦略的まちづくりの推進

本市では、圏央道の開通と2つのインターチェンジの開設に伴い、新たな拠点づくりを進めるとともに、リニア中央新幹線の駅設置、相模総合補給廠の一部返還地におけるまちづくり等、大規模プロジェクトが進行していることから、首都圏南西部の中核としての戦略的なまちづくりに努めます。

(4) 多様な市民参加による地域まちづくりの推進

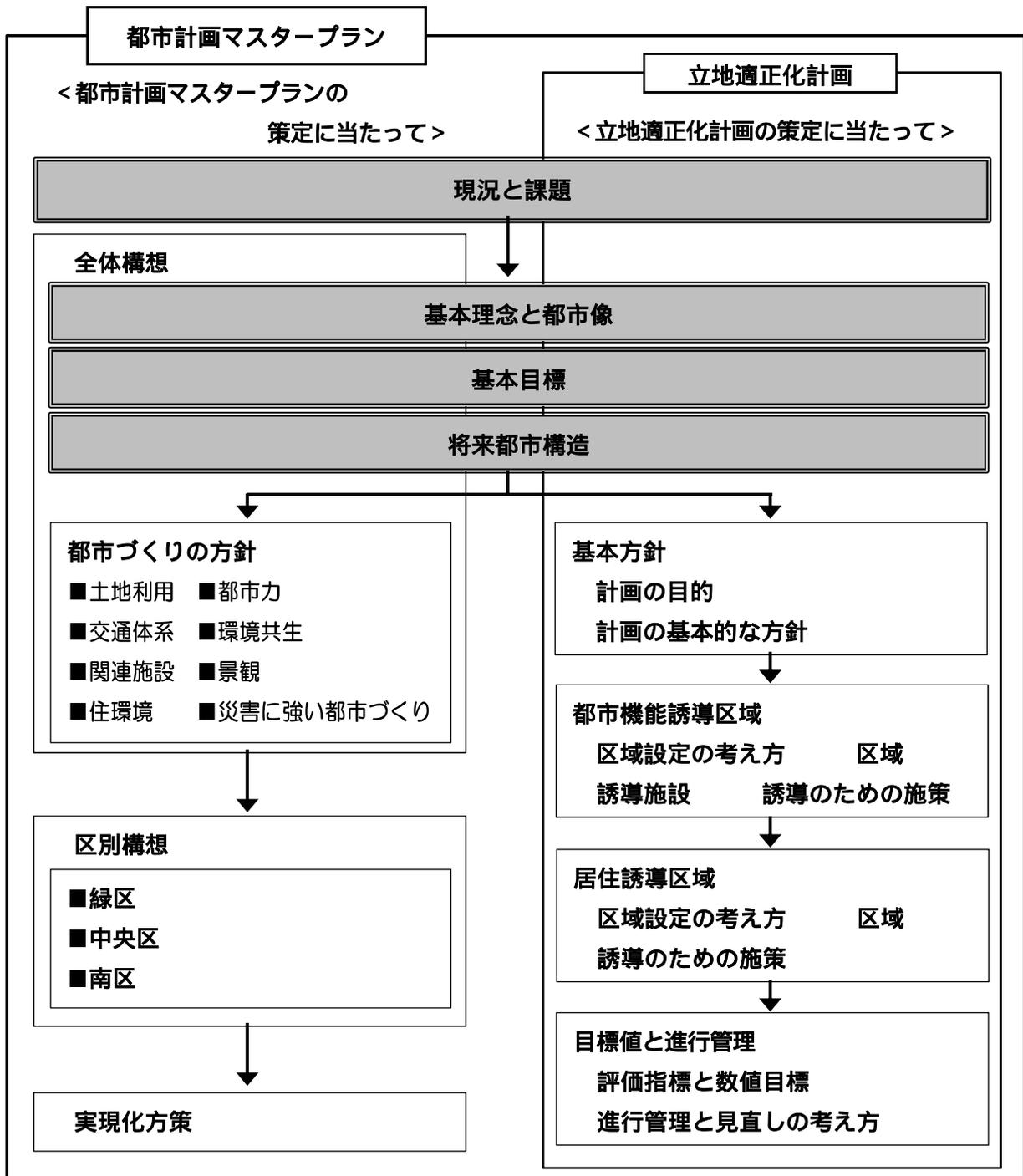
市民と行政の協働による計画づくりが進められるよう、多様な市民参加の機会を設け、市民意見の反映を図るとともに、今後、より一層、区の持つ役割が大きくなる中で、全市的視点によるアプローチとともに、「区別構想」を策定し、区の現状や特性を踏まえたまちづくりに努めます。

4 計画の構成

次期都市計画マスタープランは、市全体の都市づくりの理念や目標、都市構造や分野別の方針を定める「全体構想」、まちづくり会議における地域提言等を踏まえ緑区・中央区・南区それぞれの特性に応じた整備方針を定める「区別構想」、全体構想や区別構想の実現に向けた考え方を定める「実現化方策」の項目から構成します。

立地適正化計画は、都市計画マスタープランで掲げる都市像や都市構造をベースとするため、「基本理念と都市像」「基本目標」「将来都市構造」は都市計画マスタープランを踏襲し、「基本方針」「都市機能誘導区域」「居住誘導区域」「目標値と進行管理」等の項目から構成します。

計画の構成イメージと両計画の関連性



5 計画期間

総合計画（基本構想）と合わせ、平成 32 年度からおおむね 20 年後を見据えた計画とします。

6 策定体制

（1）都市計画審議会及び小委員会

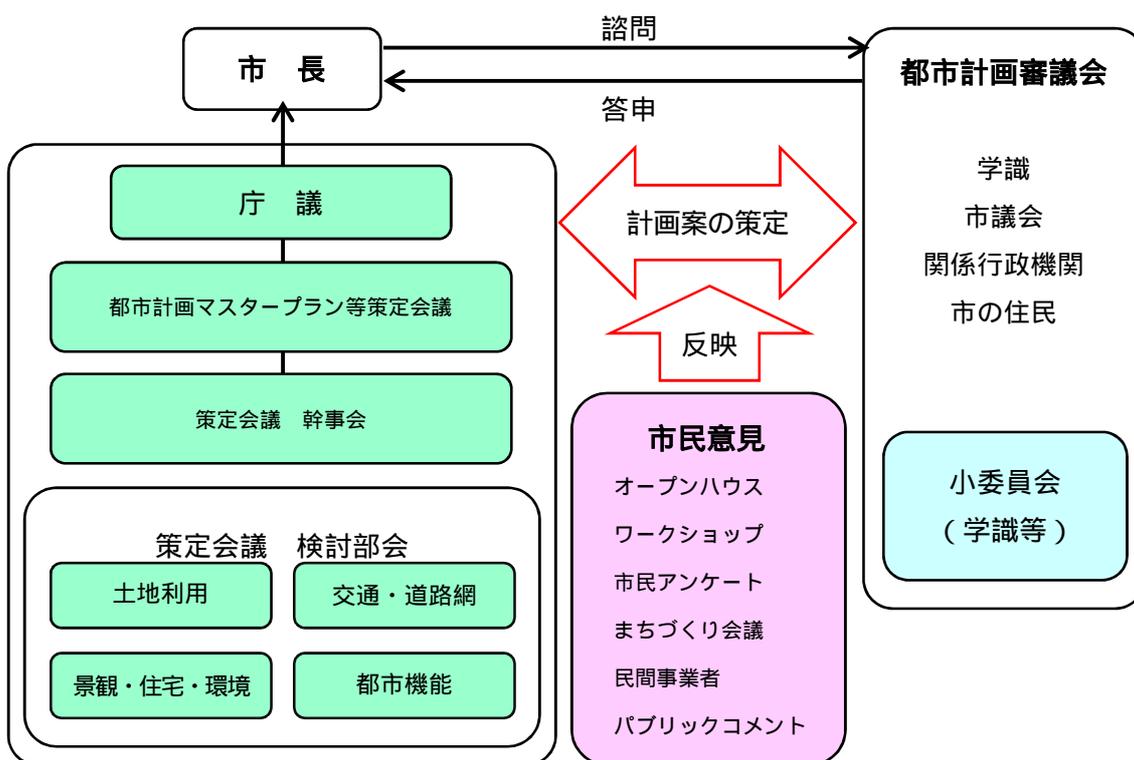
- ・都市計画マスタープラン及び立地適正化計画の策定に向けては、学識経験者、市議会議員、関係行政機関、市の住民などで構成される都市計画審議会のほか、都市計画審議会に小委員会を設置し、より専門的・客観的見地から審議、検討を進めます。

（2）市民参加

- ・市民参加の機会を確保し、情報提供と意見収集を行います。得られた市民意見は、適宜、計画策定に反映します。

（3）庁内検討組織

- ・既に設置した都市計画マスタープラン等策定会議により、全庁的な体制の下で広範囲な検討を行います。



7 策定スケジュール

次期総合計画の策定と並行して進めます。

平成 29 年度：基礎調査、都市構造（提言）

平成 30 年度：策定方針決定、計画素案の検討

平成 31 年度：計画原案の検討、計画の策定・公表